

ナポレオン後のドイツ

—ナショナリズムの高揚—

森 田 悟

革命への期待

18世紀の末に起こったフランス革命はドイツをも震撼させた。とりわけドイツの知識層はドイツの隣国で起きたこの革命を歓迎した。ドイツは革命からはほど遠く、依然として多くの小国からなる分裂国家で、フランス革命の自由平等の叫びとはあまりにもかけ離れた状況だったからである。隣国で起きた革命はドイツの人々を目覚めさせ、ドイツにも新しい時代が訪れることを期待する機運が醸成されたということが出来るだろう。しかし革命は必ずしもドイツの人々が期待するようなものにはならなかった。革命により多くの血が流され、さらにその後、ナポレオンによりドイツは占領されることになる。皮肉なことかもしれないが分裂国家として長い歴史を持っていたドイツ語を話す人々の間にドイツ人という意識が覚醒された。例えば哲学者フィヒテは「ドイツ民族に告ぐ」で知られるし、グリム兄弟のメルヘン収集もこうしたドイツ人の民族意識の高揚と結びつくと言える。

これまでこの時代の作家 E.T.A. ホフマンについての研究を続けてきたが、彼のプロイセンの法律家としての側面は興味深く、ホフマンとその時代の関係を見過ごすことが出来なくなった。今回の小論では E.T.A. ホフマンも好むと好まざるに関わらず巻き込まれたこうしたドイツの時代を検証し、さらに 1871 年のドイツ統一に至る道のりでこの時代がどのような意味を持ったのかを考察したい。

解放戦争の高揚と失望

1806 年にはドイツはフランスのナポレオンに占領され、神聖ローマ帝国も終焉を迎えた。ドイツの人々にはようやくドイツ人としてのナショナ

リズムの高まりが顕著になった。ナポレオンに支配されたドイツの古い指導者たちはこうしたナショナリズムをナポレオンの支配からの脱却に利用する。その一方では分裂国家のドイツの人々の中に統一への強い希望が目覚めることになる。そうした中でナポレオンに対する勝利を手にした人々は、1814年に開催されたウィーン会議に大きな期待を寄せる。しかし、この会議を主導したオーストリアのメッテルニヒは自由主義とナショナリズムによってヨーロッパの平和秩序と国家の内的な秩序が脅かされるのを危惧し、ドイツのナショナリズムの高揚に水を差した。¹⁾

開催されたウィーン会議は革命前のヨーロッパの体制に戻るべく、ドイツの統一の実現からはかけ離れる。「会議は踊る、されど進まず」と言われるようにこの会議では各国の領土問題などの思惑が絡み、十分な成果が収められなかったとも言われている。ただし、革命前の古い政治体制を復活させる復古的な性格のものだったということは間違いがない。

ナショナリズムの高まりがもたらすもの

若者を中心にドイツの人々の間に高まったナショナリズムの気運は容易に収まることはなかった。しかしドイツの人々がナポレオン前の時代に帰することに強く抵抗した様子は見られたのだろうか。メッテルニヒはドイツが一つのドイツになるのではなく、ドイツ諸国の「緩やかな国家連合」を意図していたと言われる。メッテルニヒはドイツ出身、オーストリアの外交官としてフランス公使等をつとめ、ヨーロッパの大国の融和をはかる手法に長けていたと見ることができる。その反面、その古いヨーロッパの秩序を維持することに重点を置いた政策は若者を中心としたナショナリズムの高まりを過度に緊張状態で警戒することになった。

ウィーン会議後のドイツ事情

統一への人々の期待はあっけなく打ち破られた。ナショナリズムの高まりを象徴するかのよう秘密結社、体操団体、学生団体といった組織が形成されて行った。

- 1) 秘密結社として最も知られているのは「ドイツ同盟 (der Deutsche Bund)」である。法律家としての活動に注目した E.T.A. ホフマン研究者のアルフレッド・ホフマン (Alfred Hoffmann) の論考²⁾、散逸した E.T.A. ホ

フマンの法律家としての業績を研究史的に見て最初に可能な範囲で緻密に調査、収集し、フリードリヒ・シュナップ (Friedrich Schnapp) が編集して出版した「E.T.A. ホフマン—法律家としての業績—」³⁾を手がかりにして略記してみる。以下、体操団体、学生組合についても同様である。

「ドイツ同盟」はナポレオンのドイツ侵略の中、対ナポレオン抵抗運動のために組織された結社だった。愛国的な性格を持つ組織で、ドイツがナポレオン支配から脱却した後は自由主義的傾向を強くしたと言われる。

「ホフマン同盟 (der Hoffmannsche Bund)」⁴⁾は1814年にカール・ホフマン (Karl Hoffmann) によって組織され、プロイセンの指揮の下にドイツ統一を目指したが、ウィーン会議後には統一の目標は後退し、共和制を支持する組織に変質して行った。⁵⁾

2) 体操団体の活動は体操の父と言われるヤーン (Friedrich Ludwig Jahn) の活動である⁶⁾。ヤーンは1810年、「ドイツ同盟 (der Deutsche Bund)」を設立しているが、1811年にはベルリンに体操場をつくり、準軍事的なスポーツ運動を行った。この体操は当初、すなわち、ナポレオンからの解放戦争までは精神的かつ軍事的なものとして、ドイツ民族精神を高揚させるものとして有効だったかに見える。その一方、解放戦争後はドイツの統一、自由、自由主義的な憲法を求める人々の主張と結びついた。

3) もう一つが「学生組合 (Burschenschaft)」の活動である⁷⁾。学生組合についても秘密結社と同様にドイツの統一、自由主義的思想を要求するものだった。「全ドイツ学生組合 (die Allgemeine Deutsche Burschenschaft)」が1815年にイエーナ大学の学生たちにより設立された。この学生組合のスローガンは「名誉・自由・祖国」だった。この組合の成立により、ブルシェンシャフトの活動はドイツの他の大学にも波及することになる。

ギーセンで始まった民族的な黒色の服をまとった「黒派 (die Giessener Schwarzen)」のグループはカール・フォレン (Karl Follen) を中心に急進的なメンバーで君主政体の打破、共和制の樹立を主張した。

活動の特質

このような秘密結社、ヤーンの体操団体、学生組合の活動はいずれも、本来はナポレオンに支配されたドイツに対する愛国的な活動と見ることができる。祖国を外国による支配から解放するためにドイツ民族の大同団結が求められた。すでに触れたように古いドイツの支配者たちはこのような人々の民族主義的な意志を利用し、ナポレオンの支配からの解放をもくろんだかに見える。しかしひとたびナポレオンの支配を脱却すると古いドイツの支配者は自分たちの既得権を守ることのみ考え、ドイツ民族の統一、自由主義的思想の期待は裏切られた。ただしこのような旧勢力のもくろみに分が有ったのは、当時のこのような様々な反政府的な行動はいずれも個別的なものにとどまり、互いに連携したものではなかったとことが考えられる。歴史を遡って考えると、ルターの宗教改革（1517年）以前にはドイツは数百の領邦国家からなり、この宗教改革以後、新旧のキリスト教の争いの中でも事態に変化はなく、その延長上に起きた1618年から1648年までの30年戦争後も統一を成し遂げることが出来ず、数多くの領邦国家に分裂していた。こうしたドイツ事情から短期間に脱することが容易にはできなかつたことは推察できる。

ヴァルトブルク祭とザント事件、そしてカールスバート決議

1817年10月、ナポレオンからの解放を勝ち取ったライプチヒ諸国民戦争の勝利4周年記念、ルターの宗教改革からの300周年の機会にドイツの統一と自由を求めて大学生たちはルターが聖書のドイツ語訳を行ったあのヴァルトブルク城に集まった。ここでの集会は当初、平和裏に進行するかに見えた。しかし、体操家ヤーンによって、焚書すべき本のリストが届けられた。その対象になる本には警察長官カンプツの『警察法令集』等が含まれていた。この式典は一転してドイツの統一と自由を求める若者の高揚した精神を表す、過激にも見える集会になったと言える。

コツェブー（August v.Kotzebue）は当時の若者の自由主義的な思想、愛国的な思想に対して批判的な発言を繰り返していた。このコツェブーがマンハイムでザント（Karl Ludwig Sand）により殺害される事件が起こった。学生たちはヴァルトブルク祭では彼の著書『ドイツ国の歴史』を焼き払っていたが、この殺人事件を契機にして政府は若者たちの取り締まりを一層、

加速させた。メッテルニヒは1819年9月には「カールスバート決議」によって、大学の自治に大幅な規制を行い、学生運動、出版の自由を規制し、書籍に関する発行前の事前の検閲を強化した。

反逆的行為—警察委員会と司法委員会—

国家に対する反逆的行為の取り締まりが強化され、疑いを持たれる行為を行った者たちは逮捕の対象になった。ザントによる殺害はテロ行為と見れば学生を中心とした自由主義的運動が過激化し、国家を転覆させる行動に至る可能性がなかった訳ではないだろう。しかし、ウィーン会議後の秘密結社、体操団体、学生組合（ブルシェンシャフト）の運動が相乗効果を持った過激な運動に発展することになったかはその証拠を見いだすことが難しい。どれもが単発的で「現実的な力を何も持っていなかった」とまで言われている。

しかし国家権力はこのような各種の運動についてどのような態度で臨んだのか。司法の立場と国家権力の立場から見ることにはしたい。皇帝ヴィルヘルム3世によって設置された警察委員会(Polizeikommission)⁹⁾はデマゴーク容疑者の捜査取り締まりを行ったが、警察委員会の恣意的対応に対して、国家の中枢に有った人たちの中でもりべラルな考えを持ったシュタイン等の有力なメンバーは司法委員会(Justizkommission)の設置を皇帝に求めた。皇帝は要求を受け入れるのではなく、警察委員会の補強を行う。すなわち、警察委員会に司法官をメンバーに加える。これは警察委員会のデマゴーク容疑者の処分の際して、法律上からも処分が適切になるようにするための目論みと見ることができる。しかしその後1819年10月には王立プロイセン直接調査委員会(Königlich Preußische Immediat Untersuchungskommission)が設置された。¹⁰⁾ここはそれまでと異なり、デマゴーク訴追について司法の立場から判断を行う委員会ではあったが、警察権力のメンバーもその一員になっているために必ずしも完全な司法の独立を果たすことは出来なかったと見られる。この委員会はデマゴーク容疑者の拘束に関して調査する権限、刑事訴訟の開始について決定する権限を持っていた。しかし実際に裁判する権限は持っていなかった。そのため調査する裁判所と判決を下す裁判所が一致していなかった。司法の立場からの追求はしかしながら必ずしも国家権力からは望ましい判断をしなかった。

内閣委員会の設置

国家権力からすると司法の判断は問題を含んでいた。デマゴグ容疑者に関する警察当局の判断と司法の判断で齟齬が生じることになる。この判断は国家権力の側からは望ましくなかったと見られる。デマゴグ容疑者の一掃を意図する国家権力は司法判断をなんとかして押さえ込まざるを得ない。このために更に改めて内閣委員会 (Ministerialkommission)¹¹⁾ が設置されることになったと言っても良い。国王は次のように述べた。「私は司法委員会へ介入したり、司法委員会の決定を操作したりするつもりは全くない」「しかし、他方、極めて重要なことは危険な策動が用心深く、追及され、我が国家の安全と全ドイツの安全をもたらしあらゆる手段がとられることだ」。司法委員会のデマゴグ容疑者に対する判断は骨抜きにされてしまったということが出来る。

まとめ

長く、多くの国家に分裂していたドイツだったが、ナポレオンのドイツ支配の中でドイツの人々はそれまでのドイツ史に見られないような民族的意識を持つことが出来た。今日までのドイツ史を語る上で最も重要な時期と見なすことが出来る一時期と言える。反ナポレオンの精神のもとに人々は当時の国家権力と一体になってドイツを外国支配から救い出す。ナポレオンからの解放という意味ではドイツ民族の大同団結が実現したと言ってよい。しかしナポレオン後にはドイツが新しいドイツ—ドイツ民族の一つのドイツになることは出来ず、自由な思想も抑圧されることになった。すなわち、ナポレオンからの解放後にドイツをひとつの統一国家にまとめるという点では個々の活動はバラバラであり、国家権力との統一への一体感もなかったということが言える。王制に基づく社会の体制は依然として続き、ナポレオン支配前のドイツに大きな変化がなかった。新しい自由な思想は反動的活動として国家権力によって抑圧される。新しい諸種の運動、すなわち、秘密結社、体操団体等の活動は本来、ドイツ民族の精神の高揚と結びつくもので、必ずしも、当時の王制を否定し、共和制を促すものでもなかった。国家権力側は若者たちの民族的高揚からスタートした自由主義的な運動を国家転覆の活動と見なし、他方、若者たちは徹底的に国家権力の打倒をはかるために一つになって活動するまでに至らなかった。その

中であって、警察権力と司法権の対立が顕著になる。この時期の司法権は常に自らの独立の立場を貫くことに懸命になっていた。国家権力とも時に真っ向から対立することも辞さなかったように見える。多少、極端な言い方をすることになるが、このような時期を超えてドイツでようやく民衆が初めて立ち上がった1848年のドイツ3月革命、更にはその失敗の後にようやく1871年に至るプロイセンを中心とするドイツ統一までもがドイツ民族の統一的運動の結果と評価できるのか、いささか疑問が残る。1814年以降のドイツと同様に民衆が新しい国家をその時代の体制を大きく変えることで実現するという意識は十分には育たなかったように思う。ここで検討することは出来ないが1848年のドイツ最初の革命も分裂国家を象徴するようなものにとどまり、統一的民族運動には至っていない。分裂国家の歴史的遺産は極めて容易に変化するものではなく、ドイツ的なものと言うことが出来る。この点についてはしかしながら更なる考察が求められるだろう。今後の課題にしたい。

参考文献

- Nipperdey, Thomas: Deutsche Geschichte 1800-1866 München 1983, S.273-402.
E.T.A.Hoffmann: Juristische Arbeiten. Hg.und erläutert von Friedrich Schnapp. München 1973.
Hoffmann, Alfred: E.T.A.Hoffmann, Leben und Arbeit eines preußischen Richters. Baden-Baden 1990.
Mangold, Hartmut: Gerechtigkeit durch Poesie. Rechtliche Konfliktsituationen und ihre literarische Gestaltung bei E.T.A. Hoffmann. Wiesbaden 1989.
Kaiser, Gerhard: E.T.A.Hoffmann. Stuttgart 1988.
Safranski, Rüdiger: E.T.A.Hoffmann. Eine Biographie. Reinbek 1992.
Steinecke, Hartmut: E.T.A.Hoffmann: Neue Wege der Forschung. Darmstadt 2006.

注

- 1) Hoffmann, Alfred : E.T.A.Hoffmann. S.142.
- 2) Hoffmann, Alfred : E.T.A.Hoffmann

- 3) E.T.A.Hoffmann : Juristische Arbeiten
- 4) Hoffmann, Alfred : S.144.
- 5) Hoffmann, Alfred : S.144.
- 6) Hoffmann, Alfred : S.145.
- 7) Hoffmann, Alfred : S.147.
- 8) Hoffmann, Alfred : S.148.
- 9) Hoffmann, Alfred : S.155.
- 10) Hoffmann, Alfred : S.158.
- 11) Hoffmann, Alfred : S.158.